



幡羅遺跡透景（北西から）

はらいせき 幡羅遺跡（第4次調査）

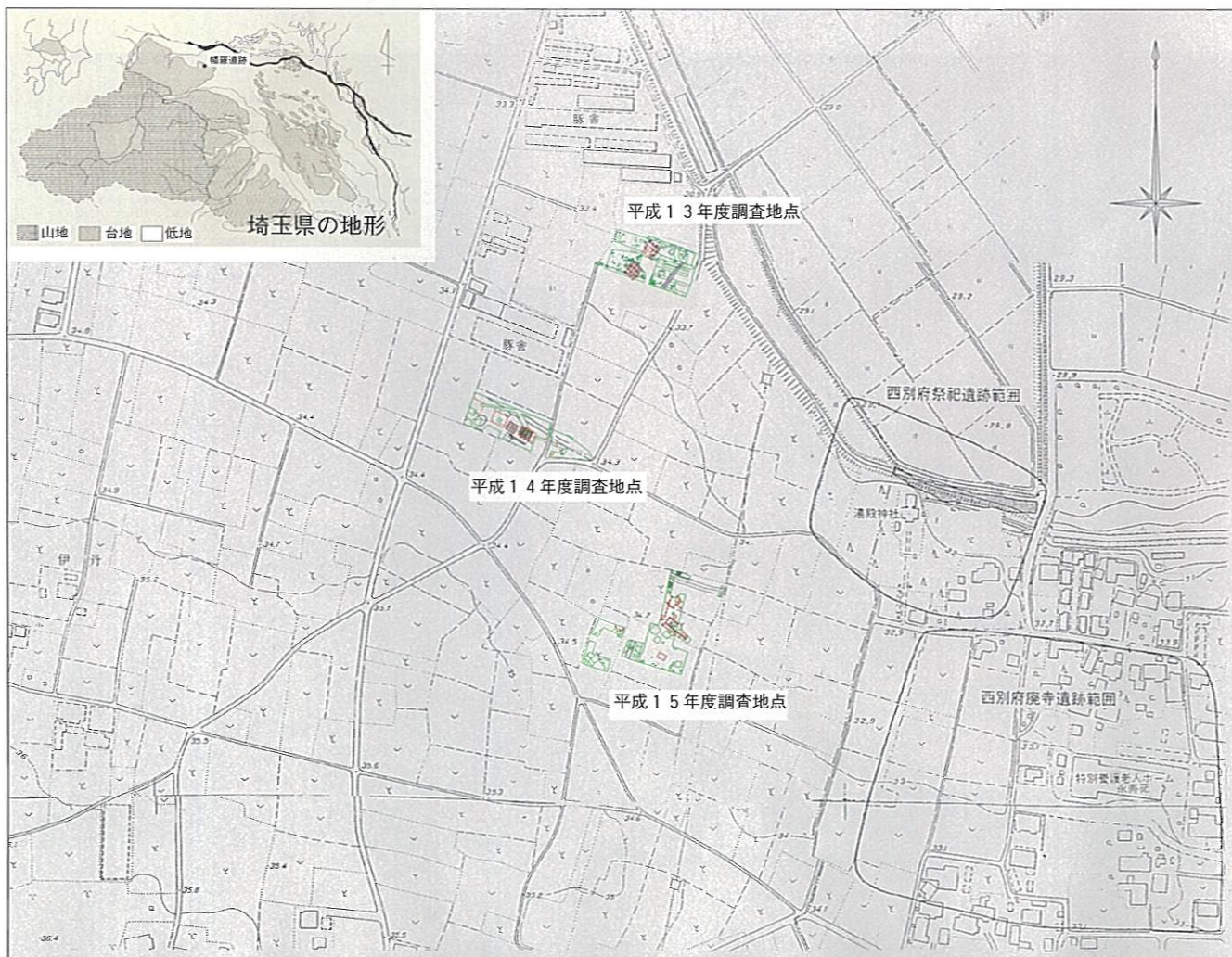
〔調査期間〕平成15年9月～12月 〔調査面積〕2,000㎡

〔調査機関〕深谷市教育委員会

1. はじめに

深谷市では、平成13年度から継続して、幡羅遺跡の範囲内容確認調査を行っています。昨年度までの調査では、23棟の大型倉庫跡が整然と配置されているのが確認されています。調査区の範囲は、遺跡の全体から見ると極めてわずかなもので、更に多数の倉庫跡が、地下に眠っていると思われます。こうした結果から、昨年度までの調査区は、古代幡羅郡衙の正倉跡であることが推定されています。

今回は、昨年度の調査地点から南東に約100mの地点を調査してきました。その結果、区画施設と考えられる溝や土塁、多数の掘立柱建物跡や竪穴建物跡などが確認されました。



調査区位置図（S=1：5000）

2. 周辺の遺跡

幡羅遺跡のすぐ東には、西別府祭祀遺跡、西別府廃寺という2つの遺跡があります。共に幡羅遺跡と同じ時代(主に7世紀後半～10世紀前半)の遺跡で、それぞれが関連する遺跡と言えます。西別府祭祀遺跡は、湧水地点で祭祀が行われた場所、西別府廃寺は、幡羅郡の郡司などが造営した古代寺院であると考えられます。

3. 調査の概要

今年度の調査では、掘立柱建物跡10棟、竪穴住居跡18軒などが確認されました。掘立柱建物跡は全て側柱式で、総柱式の倉庫跡は確認されませんでした。律令期のものは、全て調査区の北半部に分布しています。調査区の中央付近には、7×2間以上の長大な建物跡(SB24・SB25)があり、同じ位置で建て替えられています。その内の1時期には底も伴っていた可能性が考えられ、格式の高い建物であったといえます。またその北側には、SB24・25と直角になるようにSB26が、平行するようにSB27があります。主要な建物と考えられるSB24・25に付属する建物であったと思われます。

竪穴住居跡は、調査区の南半部の特に西側に分布します。住居跡の時期は、今のところ、7世紀第3四半期～8世紀初頭までのものと、11世紀のものが確認されています。

掘立柱建物跡と竪穴住居跡の多くは、軸を同じ向きに揃えており、7世紀後半～8世紀前半頃までは、それが踏襲されていたものと考えられます。

調査区の北端部には、区画溝と考えられる溝跡と、それに伴う土塁と考えられる遺構が東西に続いています。恐らく、今回の調査区付近に広がる施設群の北側を区画する施設であったと思われます。



4. 確認された遺構

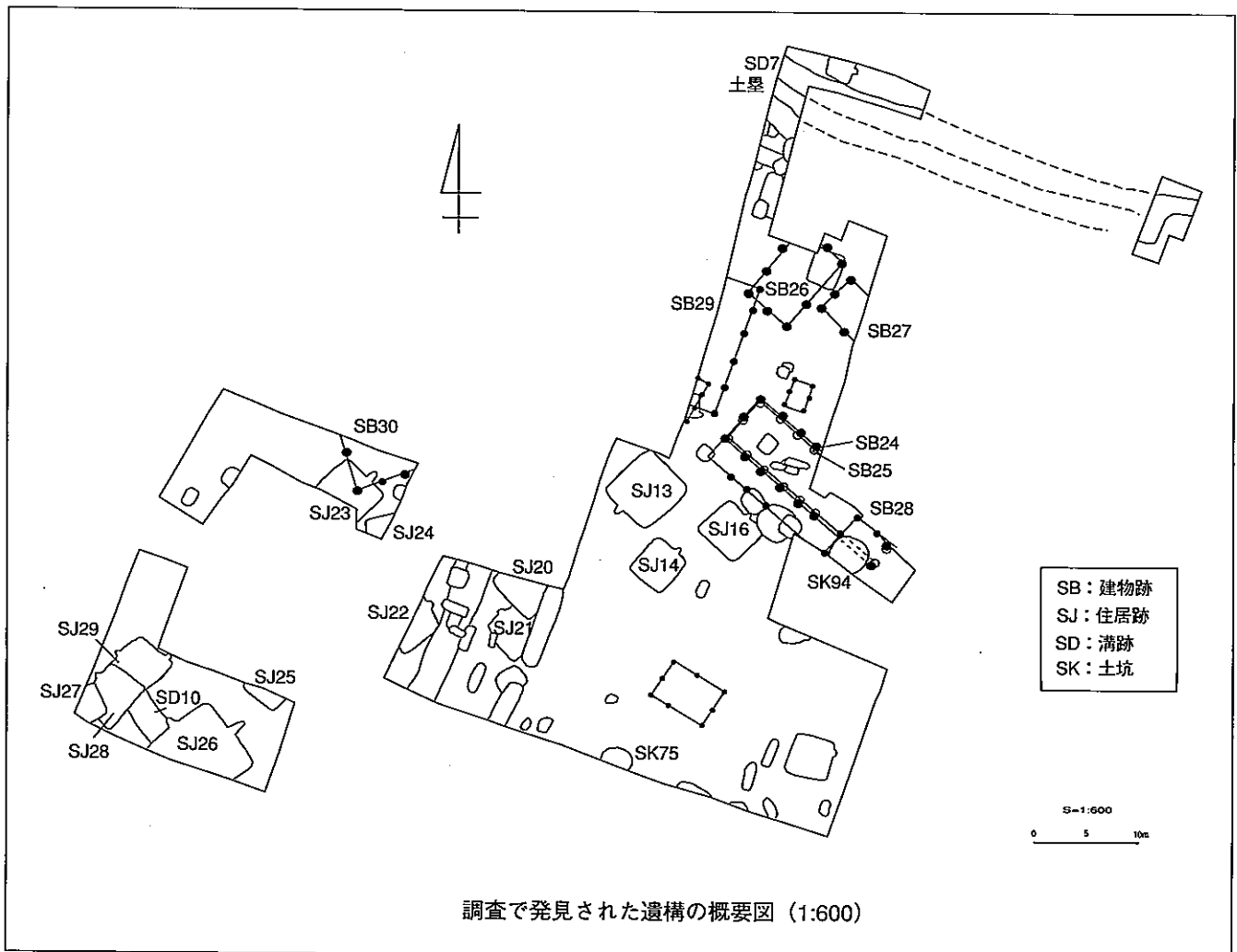
掘立柱建物跡

SB24～30の7棟が^{りつりょう}律令期のものと考えられます。主軸の傾きから3つのまとまりに区分でき、時期差を表していると思われます。SB24・25は7×2間以上の長大な建物跡です。ほぼ同じ位置に建て替えられています。より新しいSB24の方が若干大きくなっています。SB24の桁行は15.75m以上、梁行は5.4m、桁行の柱間は2.25m(7.5尺)、梁行の柱間は2.7m(9尺)で、平面積は約85㎡(約51畳分の広さ)以上を測ります。一方SB25は、桁行は同じですが、梁行が5.1m、梁行の柱間は2.55m(8.5尺)です。またその南側からは、SB24・25のいずれかに伴う庇と思われる柱穴列が確認されており、格式の高い建物であったことを示しています。この建物跡の北側には、直交する形で、SB26が存在しています。3×2間とやや小規模ですが、柱穴の規模は大きく、太い柱をもった建物であったことが分かります。

竪穴住居跡

^{りつりょう}律令期の竪穴住居跡は、全てSB24・25よりも南西に造られており、その分布域を^{ほったてばしら}掘立柱建物跡群とは異にしています。今のところ、7世紀第3四半期～8世紀初頭のものに限られており、長大な^{ほったてばしら}掘立柱建物が造られる段階には、南西部には竪穴住居が残っていた可能性もありますが、建物の南側に広い空地があったものと思われます。

今回の調査における出土遺物のほとんどは、竪穴住居跡からのもので、^{ほじき}土師器や^{すえき}須恵器が多く出土しました。SJ25からは、^{きない}畿内地方の土器の特徴を持った^{きないけいほじき}畿内系土師器の皿が出土しました。



調査で発見された遺構の概要図 (1:600)

区画施設

調査区の北端部で確認された溝跡(SD7)は東西に続いています。覆土からはほとんど遺物が出土しませんが、確認面付近からは11世紀頃の遺物が多く出土しました。そのため、この遺構は少なくとも10世紀以前のものであると推定できます。またSD7の南側には、土塁と考えられる盛り上がりが見られました。SD7の覆土を見ると、南側から埋め戻されたものと思われ、土塁の上部を崩して埋め戻された可能性があります。

なお、溝の傾きは、主要な掘立柱建物跡や竪穴住居跡とは異なっており、当初より存在したものではないことが考えられます。

その他の遺構

SK75は廃棄土坑と考えられます。約半分しか調査していませんが、500点近い土器が出土しました。遺物は7世紀後半のものが多く含まれますが、8世紀前半の須恵器も出土しており、この時期の遺構と考えられます。

SK94は粘質土を採掘した土坑と考えられます。柱穴の埋め土に混ぜて、より強固な地固めをするためなどに用いたのでしょうか。或いは、昨年度の調査区で確認された礎石建物の基礎工事などに用いられた可能性も考えられます。

5. まとめ

今回の調査では、古代幡羅郡衙の正倉域の東側に位置する施設跡を確認しました。この施設は、竪穴住居跡が混在する段階から、北側を溝や土塁で区画される段階まで何時期にもわたって維持されていたものと思われます。施設の性格は今のところ特定はできませんが、計画的な建物配置が認められ、長大な建物が存在することから、郡衙の中の実務的な施設(曹司)の一つ、或いは郡司層の居宅であった可能性などが考えられます。7×2間以上の長大な建物跡は、埼玉県内でも数例しか確認されおらず、非常に貴重な遺構であるといえます。



24・25号建物跡



7号溝・土塁



13号住居跡